

契 約 条 項

(総則)

第1条 乙は、契約書記載の印刷製本契約に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書、見本等に従いこれを履行しなければならない。

(校正)

第2条 甲は、3回校正を行い、それ以降の校正は乙の責任において行うものとし、万一誤字、誤植があった場合は無償で刷り直すものとする。

(検収)

第3条 乙は、物件を納入したときは、その旨を甲に通知し、甲はその通知を受けたときは、乙の立会いを求めて直ちに検収しなければならない。

(代金の支払い)

第4条 甲は、物件の検収後、乙の請求により30日以内に代金を支払うものとする。

(事後処理)

第5条 乙は、納品後、帳票仕様の不都合が生じた場合におけるアフターケアについても、誠意をもってその補修、復旧に努めるものとする。

(納期の延長)

第6条 乙は、天災地変等その他やむを得ない理由により納入期限内に物件を納入することができないときは、その理由を記し、納期内に納期の延長願書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項による納期の延長願いを受理したときは、その理由を審査し、延長することができる。

(遅滞賠償金)

第7条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により、乙が納入期限内に物件を納入することができない場合において、納期後に完納の見込みがあると認めるときは、乙に対し期限を定めてその履行を催告するとともに遅滞賠償金を徴収するものとする。

2 前項の遅滞賠償金の額は、遅滞日数に応じ、未納部分の価格に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率の割合を乗じて計算した額とする。

3 本市が約定の支払期限までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、本契約金額に前項の率の割合を乗じて計算した額とする。

(解除)

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するとき、又はこの契約の各条項に違反したときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約締結又は義務履行について不正の行為があったとき。
- (2) 納入期限内に納入できないとき、又は納入見込みがないと認められるとき。
- (3) 契約解除の申し出があったとき。
- (4) 乙が甲の承認を得ないで、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、担保に供し、又はその履行を委任し、若しくは請け負わせたとき。

2 前項により契約が解除した場合、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。

(著作権)

第9条 甲の提出した原稿、その他の資料の著作権は甲に属し、乙は甲の許可なくこれを印刷、出版、販売し又は頒布してはならない。

(協議)

第10条 この契約に定めていない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。